

「使える Usable」がほしい

1. メーカー泣かせの Usable だが

MTCR (Missile Technology Control Regime) の規制リストには、しばしば「XX に使用可能な」(usable for XX) という表現が登場します。下記定義の例は「ミリタリー仕様のメモリ回路が誘導システムに使用可能だったらまずいだろう」ということで、一応理解できます。しかし「平凡な民生品仕様のメモリ回路が使用可能だった」ということだってありえます。

すなわち「(メーカーの予想を超えて) 偶々使用可能だった」というだけでも Usable にカウントされ規制対象になりかねないわけで、これがメーカーで該非判定を行う者の悩みの種でした。私も CISTEC で何度か愚痴を耳にしたことがあります。

"Usable in", "usable for", "usable as" or "capable of" describes equipment, parts, components, materials or "software" which are suitable for a particular purpose. There is no need for the equipment, parts, components or "software" to have been configured, modified or specified for the particular purpose. For example, any military specification memory circuit would be "capable of" operation in a guidance system.

そして更に考えるとこの問題、メーカーが困るといだけの話ではありませんでした。

MTCR の規制の実効性そのものを脅かす要素がひそんでいることを、以下説明致します。

2. 判定が一定しないことこそ問題

端的に言うと、その品目が懸念用途に Usable か否かが客観的に認識困難というところに問題の本質があります。さきほど述べた「ひょっとしたら Usable かもしれない」という悩みからもわかるように、ある人にとっては Usable であっても、他の人の目にはそうでないということが起こりうるわけです。

そのため判定者により、判定結果が一定しないのです。A 社では規制該当だが B 社では非該当。あるいは A 国では該当、B 国では非該当、ということが起こりえます。

ミサイル開発国は B 社や B 国から調達すればよいわけですから、A 社や A 国がいくら規制と管理に励んでも何にもなりません。このような状態を生むのであればザルレジームと呼ばれても仕方ないでしょう。

反対に、A 社・A 国がその品目を「Usable ではないか」と疑うのが「論理的にはその可能性もゼロとはいえない」レベルでのことであれば、その心配は非現実的と言えるのではないのでしょうか。しかし「その気になって可能性を追求」と、それらしいシナリオを(現実性が乏しいものも多いでしょうが) 思いつくものです。かくして A 社・A 国は、極限までストイック(あるいはマゾヒスティック?) な管理・規制を行おうとする。しかもその努力がミサイル開発国の懸念活動を阻止するのに何の役にも立たなかったりするわけです。

また同一判定者において時系列で判定がフラつくこともありえます。例えば昨日までは

Usable でないという理解のもと規制非該当と判定していたものが、ミサイルでの使用情報が入ったケース。品目も規制リストも変わらないのに「今日から該当」ということになるのでしょうか？

3. プリプレグ製造装置の例

プリプレグ製造装置はMTCRの6.B.1項で、貨物等省令では3条十一号で規制されています。条文の柱書を引用します。

MTCR 6.B.1. Equipment for the "production" of structural composites, fibres, prepregs or preforms, usable in the systems specified in 1.A., 19.A.1. or 19.A.2., as follows, and specially designed components, and accessories therefor:

貨物等省令 3 条十一号

複合材料、繊維、プリプレグ又はプリフォーム（ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるものに限る。）の製造用の装置であつて、次のいずれかに該当するもの又はその部分品若しくは附属品

なおMTCRの1.A項は搭載能力500kg以上かつ航続距離300kg以上のロケット・無人航空機の規制。19.A.1は搭載能力500kg未満かつ航続距離300kg以上のロケット、19.A.2は搭載能力500kg以上かつ航続距離300kg以上の無人航空機の規制です。従つて6.B.1項の下線部は、省令下線部と同じ内容を意味します。

「ミサイルとプリプレグ製造装置」といえば、自ずと想起されるのが補完規制通達の「おそれの強い貨物例」です。この貨物例に掲載されたことにより、「全てのプリプレグ製造装置はミサイルの開発等に使用されるおそれが強い」すなわち「プリプレグ製造装置は全てミサイルやロケットにUsable」という認識がわが国では広く共有されています。その中で「本装置で製造されるプリプレグは航続距離299km以下のロケット・無人航空機にしか使えません」と言い切れる人が、そのようなエビデンスを示せる人がどれだけいるのでしょうか？

つまり実質上、上記条文における下線部のUsableは、規制対象を規定する上ではなくてもよい存在なのです。（もっとも「XXに使用されると困るから」という規制趣旨の記述としてなら意味があると思いますが）逆にわが国以外で、下線部の記述を盾にとつて、ゆるい（非該当の）判定をされる可能性があることを考えると、むしろ有害な存在といえるのではないのでしょうか？

4. 「使える Usable」がほしい

結論は簡単です。Usableの定義を、より現実的で使い勝手のよいものに改めていただきたいということです。

この種の基本的な事柄を見直すのは大変面倒な作業と承知していますが、非常に有意義なことだとも思います。本稿趣旨に御賛同の方には、声が要路に届くよう「うるわしき共同を期待する」次第です。